

# ツーリズムEXPOジャパン2020

## 旅の祭典 in 沖縄・TEJ東京商談会/トラベルフェスタ

### オンライン商談 参加申込書

当社・団体(参加企業・団体)は、展示会の目的を理解し、参加契約(裏面)の内容に同意、記名押印し、オンライン商談参加を申し込みます。

アポイントメント商談会 オンライン商談実施期間

旅の祭典 in 沖縄出展期間: 2020年10月29日(木)~10月30日(金)(2日間)

TEJ東京商談会/トラベルフェスタ出展期間:

2021年1月7日(木)~1月8日(金)(2日間)

※オンライン商談のみ参加される企業・団体に限り(出展小間はございません)

**申込締切: 2020年7月31日(金) 必着**

**E-mail: event@t-expo.jp**

FAXでお申込みいただいた場合は、必ず推進室に電話等で、着信確認を行ってください

**FAX: 03-5510-2012**

申込日 20 年 月 日

契約内容同意確認  はい

参加企業・団体名: (日本語)	(英語)
-----------------	------

↑記入される会社・団体名が公式ウェブサイト、出展者リストに掲載されます。(英文も反映されますので必ず表記してください。)

申込会社・団体名 (日本語)	社印または、代表者の署名※必須				
(英語)					
代表者名: (日本語) 姓 ( ) 名 ( )	Last name		First name		役職名: (日本語)
(英語)	( )		( )		(英語)
住所: (郵便番号) (都道府県) (区市町村) (番地番号) (ビル名)					
TEL: ( )	FAX: ( )	E-mail: ( )			
ホームページ: http://					

#### 業種カテゴリー

**必須** ※該当欄に  ください。

- 観光局・大使館  自治体・省庁
- 航空  鉄道  バス  船舶
- レンタカー  その他運輸機関  空港
- 観光関連団体(観光協会・連盟)
- 観光関連産業  大学・専門学校
- ホテル・ホテルレップ・旅館・宿泊施設
- 旅行会社・ツアーオペレーター
- オンライントラベルICT
- コンピューター・IT関係
- テーマパーク・レジャー施設
- メディア  レストラン  物販
- 地域産品販売  金融・保険
- その他

↓担当者情報(連絡窓口)、1名様のみ。ご請求書の発送先として登録いたします。

<b>ご担当者のお名刺を添付ください</b>					
※ご担当者のお名前、会社名、部署名、役職名、TEL、FAX、E-mailの記載があるお名刺に限ります。 ※お名刺に必要情報の記載のない方、お名刺のない方は下記にご担当者の情報をご記入ください。					
担当者名: (日本語) 姓 ( ) 名 ( )	Last name		First name		
(英語)	( )		( )		
会社名: <input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> それ以外 ( )					
部署:					
役職:					
TEL: ( )					
FAX: ( )					
E-mail: ( )					

#### オンライン商談参加料

- |  |                      |                     |                          |
|--|----------------------|---------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> 旅の祭典 in 沖縄        | <input type="text"/> | 権利 × 180,000円(消費税別) | = <input type="text"/> 円 |
| <input type="checkbox"/> TEJ東京商談会/トラベルフェスタ | <input type="text"/> | 権利 × 250,000円(消費税別) | = <input type="text"/> 円 |

参加料には商談権利(1名)、パソコン、インターネット環境、商談デスク、バイヤー用イス、管理費が入っています。  
オンライン商談デスクの配列は主催にて決定します。

#### 主催者へのリクエスト

展示会 主催者 記入欄	20 年 月 日上記の申込みを受理いたしました。	受付No.
	ツーリズムEXPOジャパン推進室	参加ID
	代表者: _____ 印	請求書No.

注意事項: (1) 展示会主催者は、本参加申込・契約書を受け取り後、署名・押印しコピーを返送いたします。返送されたコピーは申込者の控えとして必ず保管してください。

(2) 展示会主催者は、本参加申込・契約書を受理後、請求書を送付いたします。請求書を受け取り後、請求書に記載された支払い期日までにお支払いください。

支払いに関する条件(支払期限、取消料等の扱い)は、本参加申込書裏面の参加契約の内容に準じます。

2020年7月21日作成

# ツーリズムEXPOジャパン 2020 オンライン商談 参加契約

「ツーリズムEXPOジャパン」は世界のツーリズムをリードする世界最大級の総合観光イベントとして、旅行業界はもとより様々な産業関係者が「観光」を軸に集結し、海外・国内・訪日観光振興、地域活性化を目指すとともに、参画する事業者各々が発展成長していくために、知見共有や議論する機会、ビジネスの場として展示会や商談会、消費者向けプロモーション、テストマーケティング等の機会を提供するものであり、宗教、思想、人種やいかなる政治的主張などを排して、平和産業としてのツーリズムの発展を目的とする。

当契約は公益社団法人日本観光振興協会・一般社団法人日本旅行業協会（以下「展示会主催者」という）と「ツーリズムEXPOジャパン オンライン商談」（以下「展示会」という）内、アポイントメント商談会 オンライン商談企画に参画を希望する企業・団体（以下「参加者」という）との間に締結される契約に適用されるものとなります。

## 第1条 参加申込及び参加契約の成立

- 参加申込は、参加希望者（以下「申込者」という）が展示会の目的を理解し、本規約の内容を承諾した上で、所定の参加申込書に必要事項を記入し、代表者印の押印又は、代表者の署名の上、展示会主催者が設置する「ツーリズムEXPOジャパン推進室」（以下「推進室」という）宛に送付（電子メール添付、FAXまたは、郵送するもの）とします。
- 展示会主催者が、参加申込を受領し、申込内容を確認・審査を経て、申込受理通知を発送（電子メール送付）した時点をもって契約（以下「本契約」）が成立したものとします。なお、参加者（本契約が成立した申込者）をいい、以下も同様とする）は、展示会主催者の署名・押印された受書コピーを保管し、必要に応じ展示会主催者に提出できるようにするものとします。
- 申込者は、展示会主催者が申込の受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、展示会主催者の指示に従い、資料の提示や調査等に協力するものとします。
- 参加申込書提出の最終締切日は2020年7月31日（金）（必着）とします。但し、最終締切日以前であっても、先着順で参加スペース（以下「小間」という）が完了された次第、申込を締め切るものとします。なお、2020年8月1日（土）以降に小間に空きがある場合には、申込を受け付ける場合があります。

### 申込書送付・お問合せ先:

一般社団法人日本旅行業協会内  
ツーリズムEXPOジャパン推進室  
東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4階 〒100-0013  
TEL：03-5510-2004 FAX：03-5510-2012  
E-mail event@t-expo.jp

## 第2条 参加資格

- 「展示会」へは、当展示会事業の目的を理解し、その目的に沿う形での運営、出展装飾が可能な下記に該当する団体、企業が参加できるものとします。
  - 旅行会社
  - 観光局、大使館
  - 官公庁、地方自治体
  - 航空・鉄道・バス・クルーズ・レンタカーなどの運輸機関
  - ホテル・旅館などの宿泊機関
  - ツアーオペレーター、旅行業支援IT企業及び旅行関連メディア
  - 旅行に関係する飲食業
  - その他展示会主催者が相当と認める団体・企業

## 第3条 参加申込の拒絶

- 前条に規定する団体・企業であっても、展示会主催者が参加申込者の業務内容について、以下の各号に掲げるいずれかの事由に該当するものは、本契約の成立の前段に関わらず、理由の開示なく出展を拒否できるものとします。
  - ツーリズムへの関係性が乏しいと展示会主催者が判断した場合
  - 外務省海外安全情報においてレベル3（渡航中止勧告）以上が発出されている国・地域等に関する商談を行う場合
  - 当該申込者の出展により来場者の生命・身体・財産・名誉等に損害が生じるおそれがある場合と展示会主催者が判断した場合
  - 反社会勢力に該当すると展示会主催者が判断した場合
  - その他合理的な理由により展示会主催者が商談参加にふさわしくないと判断した場合

## 第4条 転貸等の禁止

- 参加者は、本契約に基づき展示会主催者から利用を許可された参加権利を他者に譲渡、貸与等（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）を行うことはできません。
- 参加者は、本契約および本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 第5条 参加料の請求と支払い

- 参加料の請求書は参加申込書受領後に発送するものとします。
- 参加者は、請求書を受領後、指定された支払期限（請求日より1カ月）までに、請求書記載の参加料を一括で、指定金融機関口座に現金を振り込むか又は「一般社団法人日本旅行業協会」を名義人とした小切手を送付するか、いずれかの方法により支払いを行うものとします。なお、開催まで1カ月に満たない場合の支払期限は会期初日から起算して1週間前までとします。
- 参加者が前項に規定する参加料の支払いを遅滞した場合は、年14.6%（365日の日割計算）の遅延損害金を展示会主催者に支払うものとします。

### 振込先:

口座名義：一般社団法人日本旅行業協会  
(イッパンジャダンホウジンニホリヨコウギョウキョウカイ)  
振込先銀行：みずほ銀行 丸之内支店 普通預金 2 4 9 8 5 5 4  
銀行所在地：東京都千代田区大手町1-5-5 〒100-8176

### 小切手送付・お問合せ先:

ツーリズムEXPOジャパン推進室  
一般社団法人日本旅行業協会 東京  
東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル4階 〒100-0013  
TEL：03-5510-2004 FAX：03-5510-2012  
E-mail event@t-expo.jp

- 支払いは展示会主催者が認めた場合を除き、全て日本円とします。
- 展示会主催者が日本円以外の通貨による支払いを認めた場合、参加者は、参加料の他に外貨建請求書作成事務手数料として10,000円を展示会主催者に支払うものとします。なお、外貨はUSDドルまたはユーロとし、請求書のレートを適用します。
- 展示会主催者が認めていないにも関わらず、参加者が日本円以外の通貨で支払いを行い、指定期座着金時に為替による差損が発生した場合、違約金として50,000円を展示会主催者に支払うものとします。
- 海外送金時は外国送金依頼書の受取人連絡事項欄必ず請求書番号を入れてください。
- 振込に関わる手数料は全て参加者の負担となります。
- 請求する参加料の全てまたは、その一部が未払いの場合は、広告媒体の購入手続き、施工準備に必要なレンタル備品申込手続きを行う事ができません。

## 第6条 解約および取消料

- 参加者が本契約の解約を希望する場合は、①参加者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面による解約通知を送付するものとし、当該解約通知が展示会主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。なお、お申込みをいただいた時点で100%の解約料がかかります。

## 第7条 契約の解除

- 本契約成立後であっても、展示会主催者は第3条に規定する参加申込の拒絶事項がある場合、または参加者が次のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。その場合、参加者は展示会主催者に対し、前条の規定による取消料を支払わなければならないものとします。

- 支払期限を超過しても参加料の全部又は一部を支払わない場合
- 本契約の各条項に違反した場合
- 小間を目的以外の目的で使用した場合
- 本約款、展示会出展要項（第17条）に規定するルール、会期中マニュアル、要綱等に違反した場合
- 著しく展示会主催者の信用を失墜する行為を行った場合
- 参加者が展示会主催者の指示に従わない場合
- その他展示会主催者と参加者の信頼関係が著しく破壊されたとき客観的に判断できるとき

- 参加者が前項各号のいずれかに該当する場合、展示会主催者は直ちに参加者を本展示会場より退去させることができるものとします。この場合、当該参加者の小間の利用は展示会主催者に一任されたものとします。

- 第1項の規定により本契約が解除された場合は、既に支払い済みの参加料、および付随する費用の返還はいたしません。

- 第1項及び前項の規定は、展示会主催者の参加者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

## 第8条 身元保証書

- 展示会主催者は、参加者に対し身元保証書の発行は行いません。

## 第9条 小間の割当と配置

- 展示会主催者は、第5条に規定する参加料支払いの完了確認をもって、小間の割当、配置を行うものとします。
- 参加者は、小間の割当について展示会主催者に一任するものとします。  
※小間の公表後に参加者からの小間の配置変更希望等は、お受けできません。  
ただし会場等、諸般の事情により公表後の変更もあります。

## 第10条 小間の配置後の変更

- 小間の配置後に、小間の追加、削減等、何らかの変更が生じた場合は、第9条で決定した小間の割り当て、配置は一旦無効となります。増加の場合は増加分を請求するとともに、減少の場合は減少分に当たる取消料を第6条に基づき請求できるものとします。

## 第11条 不可抗力による開催中止等

- 展示会主催者は以下の各号に定める場合、イベントの中止、サービスの停止をすることがあります。
  - 1) 天災地変、疫病、戦争、内乱、テロ、ストライキ、ロックアウト、輸送機関・通信回線の事故、行政命令若しくは、規則、その他展示会主催者の責めに帰すことが出来ない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合。
  - 2) 展示会主催者がイベントを開催することが適切でないと判断した場合
- 展示会主催者は前項記載の場合における、イベントの中止、サービスの停止による損害の補償は行いません。
  - 1) 万が一、当展示会が開催されないときは、展示会主催者は参加者に対し、払込金から既にオンライン商談準備のために要した全実費（会場費を含む）を控除した額を返還します。但し、当該参加者に故意又は過失がある場合は、この限りではありません。
  - 2) 展示会主催者は、理由の如何を問わず、展示会の取り止め、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、参加者又は来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、参加者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。

## 第12条 展示会主催者の義務および免責

- 展示会主催者は、会場全体の管理・保全及び当展示会の安全かつ円滑な運営のため、会場内に警備員を配置するなど事故等の防止に最善の注意を払うものとします。しかし、参加者の展示物・展示装飾物、出展者資産等に生ずる損失・損害または、参加者の行為による出展者及び一般公衆その他の第三者に生ずる損失・損害、又は事故などについて、その原因のいかんを問わず、展示会主催者は一切その責を負いません。
- 展示会主催者は参加者が行う飲食物・物品等の販売について一切責任を負いません。
- 展示会主催者は、参加者もしくは代理人又はそれらの従業員の不意による他によって生じた当展示会の建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任を負わないものとします。
- 展示会主催者は、あらゆる当展示会印刷物、ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとします。
- 展示会主催者は、参加者の義務の不履行による参加契約解除に伴い、当該参加者が被るいかなる損害に対して責任を負いません。また当該小間利用は展示会主催者に一任されたものとします。
- 展示会主催者は、参加者間における主義主張の相違・トラブル、政治的論争には責任を負いません。

## 第13条 参加者の義務および責任

- 参加者は、第5条に規定する参加料支払いの完了をもって、展示会参加準備を行うことができるものとします。参加料の支払いが無い場合は、広告媒体の購入手続き、施工準備に必要なレンタル備品申込手続きを行う事ができません。
- 参加者は、参加準備業務を広告代理店等の取次ぎ事業者を介して行う場合、展示会主催者が提供する有償サービスへの支払い管理責任を負うものとします。
- 参加者は、展示会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を遵守するものとします。
- 参加者は、当展示会の安全かつ円滑な運営に協力し、展示会主催者から指示があればこれに従うものとします。
- 参加者は、当展示会の円滑な運営に必要なマニュアル、要綱等の事柄について、展示会主催者からの質問、届出依頼または通知などを受信した場合、その内容に応じ適宜回答または当該通知にしたがうものとします。
- 参加者は、当展示会の終了後、又は本契約が解除、解約その他理由の如何にかかわらず終了した場合は、参加者は割り当てられた小間ならびに備品を原状に回復して展示会主催者に返還するものとします。
- 前項の原状回復は参加者の費用及び責任において行うものとします。参加者が前項の原状回復を行わない場合は、展示会主催者は参加者の費用をもって原状回復を行うことができるものとします。
- 小間の明渡し後、当該小間に参加者、その従業員その他展示会主催者以外の者の所有物が残存する場合は、参加者がその残存物の所有権を放棄したものとみなし、参加者の事前の承諾なく当該残存物を参加者の費用をもって任意に処分することができるものとします。
- 参加者は、理由の如何を問わず、割り当てられた小間、小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等を一切行わないものとします。
- 参加者が、展示会主催者の指定する明渡し期日を経過しても小間を明け渡さずこれにより展示会主催者に損害が生じた場合は、参加者は展示会主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとします。
- 参加者はツーリズムの発展を目的とした当展示会の趣旨を理解し、宗教・人種・国境・歴史など政治的な主張や他国への非難、攻撃を慎まなければならないこととします。

## 第14条 秘密保持

- 参加者は、本契約により知り得た展示会主催者の営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保管し、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、事前に書面による展示会主催者の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

## 第15条 個人情報等の取扱い

- 参加者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守するものとします。特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとします。参加者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の本人と間て紛争を生じた場合、両者が協議して当該紛争の解決にあたるものとし、展示会主催者はその責を負わないものとします。
- 展示会主催者は、参加者に関する情報を当展示会の開催・運営にあたって必要な範囲で他の参加者との間でやり取りできるものとします。また、参加者は、展示会主催者が展示会企画・運営のために指定する協力会社から各種サービスの案内等を受けることを予め承諾するものとします。

## 第16条 本契約の変更・追加等

- 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、参加者、展示会主催者双方とも誠意を持って解決をはかることとします。両者間の協議にもかかわらず解決しない場合には、参加者は最終的には展示会主催者の決定に従うものとします。展示会主催者は必要があると判断した場合は、参加者に通知の上、本約款を改訂又は追加することができます。

## 第17条 参加要項の順守

- 展示会主催者が申し込み後に参加者に提示する「展示会出展要項」は、本契約に付随し、展示会主催者と参加者に対して適用されるものとします。

## 第18条 紛争処理

- 本契約、規約は日本法を準拠とし、本件に関わる一切の紛争について東京地方裁判所又は、東京簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

2020年7月27日作成